

第1部「情報提供の考え方」基本情報～川崎市検討委員会報告書より抜粋

1 市長による情報提供と住民との情報共有

- ① 投票資格者が自らの判断に基づき投票を行うためには、十分な情報を得られるようにすることが必要不可欠である。住民は、投票運動団体など、さまざまなツールにより投票に関する必要な情報を入手することになるが、市長は、市の情報を管理する立場において、対象となる事案に関する多くの情報を管理しており、住民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考ええる。
- ② 市長は、市の情報を管理する立場として、公平性・中立性に十分留意し、事業計画や予算関係資料など、対象事案に関する判断を行うために必要な情報に関して、積極的に公開する責務があるものとする。また、住民投票の実施の際には、投票資格者に対する有効な情報提供手段として、選挙時に配布されるような「公報」が発行されることも必要と考えられる。
- ③ 対象事案に関する必要な情報が公開されていない場合には、情報公開条例に基づく情報の開示請求を行うことも可能であり、実施機関は、市民から開示請求があった場合、情報公開条例の規定に基づき、速やかに諾否の決定を行うことが必要とされる。

2 公開討論会等の開催

- ① 公開討論会やシンポジウムの開催については、さまざまな主張を持つ人たちが一堂に会し、活発な議論が繰り広げられることにより、対象事案に対する理解の深まりを期待できることから、住民への重要な情報提供手段であるといえる。本来、公開討論会やシンポジウムは、住民を主体とした活動団体などにより自発的に開催されるものであるが、中立的な情報に基づいて住民が自らの意思を表すためには、住民投票の執行者である市長が、必要に応じて、これらを開催できるようにすることも考えられる。ただ、パネリストや意見陳述人などの人選をどのように行うかなどの課題もあり、実際に開催がされる場合には、住民から理解が得られるような公正・中立な運営に留意する必要がある。
- ② 住民投票の実施に際して、市長が特定の選択肢を支持する場合には、住民投票の執行者としての立場、あるいは、市の情報を管理する立場とその違いを明確に区別し、住民投票の執行に関する公平性・中立性が損なわれることの無いように十分留意する必要がある。

3 選挙管理委員会が行う情報提供

選挙管理委員会は、住民投票が実施される場合には、なるべく多くの住民が投票に参加できるように、投票日や投票所の告知など、住民投票の実施に関する積極的な情報提供を行う必要がある。

4 情報提供を目的とした附属機関の設置について

住民に対する情報提供を一元的に担うことを目的として、附属機関を設置することが望ましいとの意見がある。これについては、公正・中立な情報提供の担保という点では、一定の役割が期待できるが、附属機関の構成員の人選をどのようにするか、また、発信する情報の内容をどこまでチェックすることが可能かなどが問題となる。そもそも、実施の告示から投票日までが短期間であるとの日程的な問題もあり、このような機関を必要とする必要性は低いものとする。

5 他の自治体の状況等

常設型の制度を設けている他の自治体では、おおむね市長や選挙管理委員会が積極的な情報提供を行うことを規定している。
(以上、報告書 28・29 頁より)

第2部「投票運動の考え方」基本情報～川崎市検討委員会報告書より抜粋

I 投票運動

1 投票運動に関する考え方

- ① 公職選挙法の制限がないことから、基本的に投票運動は自由とする制度設計は可能である。しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、刑法で禁止行為とされている脅迫や強要以外にも、買収など、最低限の禁止行為を設ける必要がある。
- ② 戸別訪問は、公職選挙法で禁止行為となっているために、日本ではなじみが薄いこと、また、防犯の面からは他人が訪問してくることに抵抗感があることなどから、運動方法として容認すべきではないとする考え方もある。しかし、署名収集の際にも戸別訪問が行われる必要性は高いこと、また、住民投票では住民間の活発な話し合いが不可欠とされる中で、個別訪問はその有効な手段になり得ることなどを考慮すると、戸別訪問を可能とする制度設計が望ましいと考える。
- ③ 早朝・深夜に戸別訪問が行われること、また、あまりに大音量での連呼や街頭演説などが行われることは、平穏な市民生活を損なうおそれもある。このため、このような点を考慮して、時間・音量・場所など一定の制約が設けられる事が必要と考える。

2 罰則規定

投票運動における禁止行為の抑止について、実効性を確保するためには、罰則を設けるべきとの考え方もある。しかし、罰則を設けることが、住民の自由な投票運動を委縮させてしまう懸念がある。このため、制度が諮問型であるということなども考慮して罰則は設けず、禁止行為の抑止については、住民の節度ある行動にゆだねることが必要と考える。ただ、制度が創設され、実際に住民投票が実施された際に多くの問題を生じるようであれば、その時点で罰則規定を設けることの再検討も必要と考える。

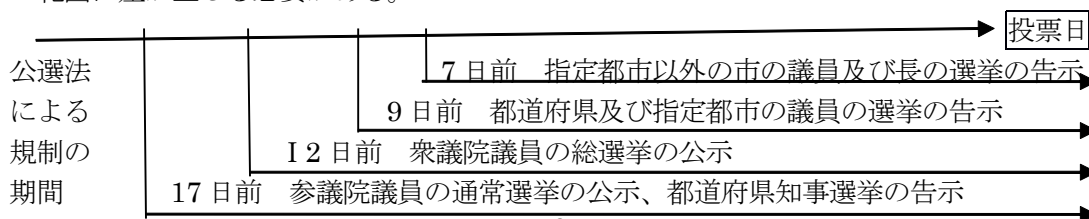
3 他の自治体の状況

常設型の制度を設けている他の自治体では、おおむね自由な投票運動を認めており、また、禁止行為に対する罰則制度を設けている事例はない。なお、過去に徳島市で制定された個別設置型の住民投票条例（吉野川可動堰建設計画の賛否を問う徳島市住民投票条例）では、違反行為に対する罰金刑（10万円以下）の規定が設けられていた。

II 他の選挙と同日に実施される場合の投票運動の考え方

1 検討内容

- ① 住民投票が選挙と同日に実施される場合、住民投票の投票運動を行う主体が「政治活動を行う団体」と認められるときは、当該選挙の公示又は告示の日から、選挙の当日までの選挙運動期間中及び投票日において、公職選挙法の規定により、原則として一定の政治活動が禁止されることになる。このため、投票直前の時期に、住民団体等が行う投票運動が政治活動とみなされて一定の制約を受けることとなり、住民投票にとって重要な賛否両論の十分な情報と論議を踏まえた投票が行われなくなる懸念が生じる。その一方で、当該選挙において所属候補者又は支援候補者を有することにより、いわゆる「確認団体」となった政治団体は、投票日を除いて、公職選挙法による政治活動の対象外であるため、投票運動を行うことが可能であり、各主体が行える投票運動の範囲に差が生じる必要がある。



- ② 同日実施の場合、選挙と住民投票の投票を合わせて行うことによる住民の負担軽減、また、選挙と住民投票の事務を強要することにより、費用軽減が見込まれるなどのメリットが考えられる。したがって、住民団体等はどのような投票運動ならば行うことが可能かを整理した上で、住民団体、議員、市長など、各主体が平等・公平な立場で投票運動を行える制度になるよう十分配慮する必要がある。

2 他の自治体の状況等

- ① 同日に選挙が行われる場合に、必要と認められるときは、住民投票の投票日を変更できると規定する例～高浜市、岸和田市など
- ② 選挙と同日に住民投票を行うことができると規定する例～埼玉県上里町
- ③ 同日実施に関する特段の規定を設けない例～富士見市、埼玉県美里町など
- ④ 地方自治法に基づく議会の解散並びに議員及び議長解職に係る住民投票や、合併特例法に基づく合併協議会の設置を求める住民投票については、選挙と同日に実施することについて制限する規定はない。ただし、公職選挙法により、投票運動に関して一定の制約は受けることになる。

(以上、報告書 30・31 頁より)